

大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出について、同法施行規則第11条第2項に基づき届出等の要旨をお知らせします。

店 舗 名 称	岡山久米商業施設																			
所 在 地	岡山市北区久米字河本310番1 ほか																			
建物設置者	ミサワホーム株式会社 代表取締役 作尾徹也 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号																			
変更届出の要旨	(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 <table><tr><th>小売業者名</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr><tr><td>株式会社ミスターマックス</td><td>午前9時00分</td><td><u>午前8時00分</u></td></tr><tr><td>株式会社ヒマラヤ</td><td>午前9時00分</td><td>午前9時00分</td></tr></table> ※<u> </u>アンダーラインは変更箇所を示す。 ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 <table><tr><th rowspan="2">駐車場No.</th><th colspan="2">駐 車 可 能 時 間 帯</th></tr><tr><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr><tr><td>駐車場－1</td><td rowspan="3">午前8時30分から 午後10時30分まで</td><td rowspan="3"><u>午前7時30分から</u> <u>午後10時30分まで</u></td></tr><tr><td>駐車場－2</td></tr><tr><td>駐車場－3</td></tr></table> ※<u> </u>アンダーラインは変更箇所を示す。	小売業者名	変 更 前	変 更 後	株式会社ミスターマックス	午前9時00分	<u>午前8時00分</u>	株式会社ヒマラヤ	午前9時00分	午前9時00分	駐車場No.	駐 車 可 能 時 間 帯		変 更 前	変 更 後	駐車場－1	午前8時30分から 午後10時30分まで	<u>午前7時30分から</u> <u>午後10時30分まで</u>	駐車場－2	駐車場－3
小売業者名	変 更 前	変 更 後																		
株式会社ミスターマックス	午前9時00分	<u>午前8時00分</u>																		
株式会社ヒマラヤ	午前9時00分	午前9時00分																		
駐車場No.	駐 車 可 能 時 間 帯																			
	変 更 前	変 更 後																		
駐車場－1	午前8時30分から 午後10時30分まで	<u>午前7時30分から</u> <u>午後10時30分まで</u>																		
駐車場－2																				
駐車場－3																				
変更年月日	令和8年4月1日																			
届出書の縦覧場所 及び縦覧期間	【縦覧場所】岡山市産業観光局商工部産業振興課 【縦覧期間】令和8年4月3日から令和8年8月3日 【意見書の提出先】岡山市産業観光局商工部産業振興課																			

○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地 千里殖産ビル1F
TEL 096-288-0282 FAX 096-288-0283